



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*10 和歌山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 (畜産課)..... 1

○ 公安委員会規則

*7 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 6

*8 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 6

○ 告示

371 令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務課)..... 11

○ 公告

入札公告 (総務課)..... 13

規 則

和歌山県規則第10号

和歌山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定申請書及び添付図書)

第3条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、申請の理由書及び次の表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項等
付近見取図	縮尺 方位 道路 目標となる地物 敷地の位置
配置図	縮尺 方位 敷地境界線 敷地内における畜舎等の位置 申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別 擁壁の設置その他安全上適当な措置 井戸及びし尿浄化槽の位置 土地の高低 敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差 申請に係る畜舎等の各部分の高さ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 隣接の建築物の用途、構造及び配置状況 敷地の接する道路に接する部分及びその長さ
平面図	縮尺 方位 間取り 各室の用途及び床面積 壁及び筋かいの位置 形状及び種類 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 2以上の避難口の位置 機械設備等の位置及び名称 危険物にあっては貯蔵又は処理の位置

敷地状況図	縮尺 方位 敷地境界線 敷地に接する空地等の形状及び寸法 敷地から道路までの土地の所有権、借地権及び地役権の一覧 (地番別の各権利者名一覧表)
土地の登記事項証明書	敷地から道路までの土地の登記事項証明書
公図の写し	法務局写し取り年月日及び敷地から道路までの位置 (朱書)
都市計画図の写し	縮尺 (2,500分の1から5,000分の1) 敷地から道路までの位置 (朱書)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、必要な図書の提出を命ずることができる。

(報告の徴収)

第4条 省令第91条の知事の定める日は、法第3条第1項に規定する認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日ごとに、当該日の属する年度の9月30日とする。

(取りやめ届)

第5条 法第16条第2項第6号の申出を行う者は、取りやめ届 (別記第2号様式) を知事に提出しなければならない。

(公表の方法)

第6条 法第3条第6項 (法第4条第3項において読み替えて準用する場合を含む。) 及び法第16条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第3条関係)

認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和3年農林水産省国土交通省令第6号。以下「省令」という。) 第48条第2項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格
() 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
 - ア 幅員
m
 - イ 敷地と接している部分の長さ
m
- (4) 敷地面積等
 - ア 敷地面積
m²

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率
%

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
%

(5) 畜舎等の種類 (該当するものに☑を入れること。)

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類 (該当するものに☑を入れること。)

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積等

ア 建築面積

(ア) 申請部分

m²

(イ) 申請以外の部分

m²

(ウ) 合計

m²

イ 建蔽率

%

(8) 床面積

ア 申請部分

m²

イ 申請以外の部分

m²

ウ 合計

m²

(9) 申請に係る畜舎等の数

棟

(10) 工事着手予定年月日

年 月 日

(11) 工事完了予定年月日

年 月 日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種別 (該当するものに☑を入れること。)

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 (該当するものに☑を入れること。)

造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ

m

(5) 備考

別記第2号様式 (第5条関係)

取りやめ届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

和歌山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 (令和4年和歌山県規則第10号) 第5条の規定により、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等 (利用) を取りやめるので、届け出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

年 月 日

2 取りやめの年月日

年 月 日

3 取りやめの理由

4 備考

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部内配分) 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>773人</u> 警察官以外の職員 <u>246人</u> 小計 <u>1,019人</u> 警察署 警察官 <u>1,410人</u> 警察官以外の職員 <u>79人</u> 小計 <u>1,489人</u> 略 2 略	(部内配分) 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>765人</u> 警察官以外の職員 <u>240人</u> 小計 <u>1,005人</u> 警察署 警察官 <u>1,418人</u> 警察官以外の職員 <u>85人</u> 小計 <u>1,503人</u> 略 2 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 (2)~(4) 略 <u>(5) 給与室の運用に関すること。</u> 第6条の3 略 <u>第6条の4 警務課に、給与室を附置する。</u> <u>2 給与室においては、給与及び退職手当に関する事務をつかさどる。</u> 第12条 生活安全部に、次の <u>6</u> 課を置く。 略 <u>サイバー犯罪対策課</u> <u>人身安全対策課</u> 第13条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 犯罪の予防一般に関すること。 (4) <u>警察官職務執行法（昭和23年法律第136号</u>	第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 <u>(2) 給与及び退職手当に関すること。</u> (3)~(5) 略 第6条の3 略 第12条 生活安全部に、次の <u>5</u> 課を置く。 略 <u>サイバー犯罪対策課</u> 第13条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 犯罪の予防に関すること。 (4) <u>行方不明者、迷い子等の保護に関する</u>

第3条に規定する保護に関すること。

- (5) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 (昭和36年法律第103号) の施行に関すること。
- (6) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 (平成15年法律第65号) の施行に関すること
- (7) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (昭和38年和歌山県条例第28号) の施行に関すること (生活環境課及び人身安全対策課の所掌に関するものを除く。)
- (8) 許可等事務審査室の運用に関すること。
- (9) 略
- (10) 略

第13条の2 生活安全企画課に、許可等事務審査室を附置する。

- 2 許可等事務審査室においては、次の法律及び条例の規定による許可、認可、届出その他の手続に係る審査、指導その他の事務 (他の部課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)
 - (2) 古物営業法 (昭和24年法律第108号)
 - (3) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)
 - (4) 質屋営業法 (昭和25年法律第158号)
 - (5) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)
 - (6) 警備業法 (昭和47年法律第117号)
 - (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)
 - (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律 (平成18年法律第60号)
 - (9) 和歌山県金属くず業条例 (昭和32年和歌山県条例第66号)

第14条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(5) 略

(第14条第2項第9号に規定する事務を除く。)

- (5) 警備業、探偵業、古物営業、質屋営業、金属くず業、風俗営業等の許可等に関すること (他の部の所掌に属するものを除く。)
- (6) 銃砲刀剣類等の所持許可等に関すること。
- (7) 火薬類等の許可等に関すること。
- (8) 許可等事務指導室の運用に関すること。
- (9) 略
- (10) 子供女性安全対策室の運用に関すること。
- (11) 略

第13条の2 生活安全企画課に、許可等事務指導室を附置する。

- 2 許可等事務指導室においては、許可等に係る事務及び指導 (他の部課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第14条 生活安全企画課に、子供女性安全対策室を附置する。

- 2 子供女性安全対策室においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 子供及び女性を対象とする性的犯罪等及びその前兆事案に係る検挙、指導警告等に関すること。
 - (2) その他子供及び女性の安全対策に関すること。
 - (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号) の施行に関すること。
 - (4) ストーカー行為等に係る犯罪の捜査に関すること。
 - (5) その他ストーカー行為等に係る対策に関すること。
 - (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) の施行に関すること。
 - (7) 配偶者からの暴力に係る犯罪の捜査に関すること。
 - (8) その他配偶者からの暴力に係る対策に関すること。
 - (9) 行方不明者、迷い子等の捜索に関すること。

第15条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(5) 略
- (6) 警察航空隊の運用に関すること。

(6)・(7) 略

第15条～第17条 略

第18条・第18条の2 略

第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) 略
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5)～(8) 略
- (9) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に規定する犯罪の取締りに関すること（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (11) 略

第20条の3 略

第20条の4 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。
- (4) 行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等に関すること。
- (5) 人身安全対策室の運用に関すること。

第20条の5 人身安全対策課に、人身安全対策室を附置する。2 人身安全対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) スティーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。
- (4) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第4条及び第11条に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 子供及び女性を対象とする性的犯罪等の前兆事案に係る検挙、指導警告その他子供及び女性の安全対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、恋愛感情に起因する暴力的事案及び人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案への対処及び指導に関すること。

(7)・(8) 略

第16条～第18条 略

第18条の2 地域指導課に、警察航空隊を附置する。2 警察航空隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察用航空機の運航及び整備に関すること
- (2) 警察用航空機の安全管理及び航空業務の教育訓練に関すること。

第18条の3・第18条の4 略

第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) 略
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5)～(8) 略
- (9) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）に定める犯罪及び公衆に迷惑をかける行為等の取締りに関すること（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

第20条の3 略

第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(3) 略
(4) 高齢運転者等支援室の運用に関すること。
(5)・(6) 略

第35条の2 運転免許課に、高齢運転者等支援室を附置する。
 2 高齢運転者等支援室においては、次の事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。
(1) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
(2) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
(3) 運転免許に係る講習に関すること。

第36条 略
 2 運転免許試験場においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略
(6) 若年運転者講習に関すること。
(7)・(8) 略

第40条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。
警備企画課
公安課
 略

第41条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び調査に関すること。
(2) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
(3) 警備情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
(4) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に

第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(3) 略
(4)・(5) 略

第36条 略
 2 運転免許試験場においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略
(6)・(7) 略

第40条 警備部に、次の2課及び1隊を置く。
公安課
 略

第41条 公安課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 警備情報の収集及び整理に関すること。
(2) 警備資料の整備及び保存に関すること。
(3) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。
 ア 刑法(明治40年法律第45号)第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
 イ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する犯罪
 ウ 刑事特別法(昭和27年法律第138号)第6条及び第7条に規定する犯罪
 エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)に規定する犯罪
 オ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪
 カ その他警備犯罪の捜査に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)
(4) テロ対策室の運用に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課に属さない事務に関すること。

第41条の2 公安課に、テロ対策室を附置する。
 2 テロ対策室においては、テロ対策に関する事務(警備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

関すること。

- (5) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
 - ア 刑法(明治40年法律第45号)第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
 - イ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する犯罪
 - ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)第6条及び第7条に規定する犯罪
 - エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)に規定する犯罪
 - オ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪
 - カ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
 - キ 前号に規定する活動に関する警備犯罪
 - ク 右翼運動に伴う警備犯罪
 - ケ 警備実施に関連する犯罪(地域指導課の所掌に属するものを除く。)
 - コ その他警備犯罪
- (6) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (7) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の施行に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課に属しない事務に関すること。

第41条の2 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること(警備企画課の所掌に属するものを除く。)
- (2) テロ対策室の運用に関すること。

第41条の3 公安課に、テロ対策室を附置する。

2 テロ対策室においては、テロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。)に係る対策に関する事務(警備企画課及び警備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第42条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) 略
- (3) 警察航空隊の運用に関すること。

第42条の2 略

第42条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 治安警備実施に関すること。
- (2) 集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和33年和歌山県条例第23号)の許可事務に関すること。
- (3) 警備部隊の運用に関すること。
- (4) 管区機動隊の運用に関すること。
- (5) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。
 - ア 右翼運動に伴う警備犯罪
 - イ 警備実施に関連する犯罪(地域指導課の所掌に属するものを除く。)
- (6)・(7) 略
- (8) 警衛対策室の運用に関すること。

第42条の2 略

2 緊急事態対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備方針の策定及びその実施に関すること (地域指導課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (3) 災害警備に関すること。
- (4) 集団行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和33年和歌山県条例第23号)に係る許可事務に関すること。
- (5) 警備部隊の運用に関すること。
- (6) 管区機動隊の運用に関すること。

第42条の3 略

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 警護に関すること。

第42条の4 警備課に、警察航空隊を附置する。

2 警察航空隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察用航空機の運航及び整備に関すること
- (2) 警察用航空機の安全管理及び航空業務の教育訓練に関すること。

第43条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備実施に関連する技術に関する研究及び指導に関すること。
- (2) 治安警備実施及び災害警備実施に当たること。
- (3) 雑踏警備、警ら、警衛、警護、一斉取締りその他警察本部長が特に命ずる業務の実施に当たること。

2 緊急事態対策室においては、緊急事態 (自然災害を含む。) 及びその実施に関する事務をつかさどる。

第42条の3 略

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛及び警護に関すること (警衛対策室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 右翼運動に係る警備情報に関すること。

第42条の4 警備課に、警衛対策室を附置する。

2 警衛対策室においては、第45回全国高等学校総合文化祭和歌山大会、第36回国民文化祭・わかやま2021及び第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会における警衛及び警護に関する事務をつかさどる。

第43条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 治安警備実施に関する研究及び指導に関すること。
- (2) 治安警備実施、災害警備実施に対処すること。
- (3) 必要に応じ、雑踏警備実施、警ら、警衛、警護その他一斉取締り等にあたること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定、第6条の3の次に1条を加える改正規定、第35条の改正規定及び第35条の次に1条を加える改正規定 令和4年3月28日
- (2) 第36条第2項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に1号を加える改正規定 令和4年5月13日

告 示

和歌山県告示第371号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第4条の規定に基づき、令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札 (以下「総合評価一般競争入札」という。) に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年3月25日

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日(金)まで

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に都道府県又は政令指定都市において1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)について、ISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからキまで及びコの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

ク 業務実績調書(2の(2)の要件を満たすことを証明する書類を添付したもの)

ケ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

コ 誓約書

サ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

シ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからキまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1)のアからウまで、ク、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年3月25日(金)から同年4月11日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年3月25日(金)午前9時から同年4月4日(月)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年3月28日(月)から同年4月11日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、配達証明付きの書留郵便により令和4年4月11日(月)午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2104

ファクシミリ番号 073-441-2107

電子メールアドレス e0101001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年4月18日(月)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行うので、自治法令第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和4年度から令和9年度まで
- (2) 業務の名称
令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県総務部総務管理局総務課
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和10年3月31日 (金) まで

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第371号に規定する令和4年度和歌山県公文書管理システム構築・保守業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
和歌山県総務部総務管理局総務課
- (2) 期間
令和4年3月25日 (金) から同年4月11日 (月) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の (1) に同じ。
- (2) 期間
3の (2) に同じ。
- (3) 交付された入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領に対して質問がある者は、令和4年3月25日 (金) 午前9時から同年4月4日 (月) 午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務課に対して所定の書面により行うものとする。

5 企画提案書の提出先及び期間等

- (1) 提出先
 - ア 持参する場合
3の (1) に同じ。
 - イ 郵送する場合
3の (1) に同じ。
- (2) 提出期間及び期限
令和4年4月19日 (火) 午前9時から同月25日 (月) 午後5時までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合にあっては、配達証明付きの書留郵便により令和4年4月25日 (月) 午後5時までに必着させること。
- (3) 提出方法

書面とする。

(4) 内容説明等

提出された企画提案書については、県職員に対するデモンストレーション並びに内容説明及び質疑応答を6及び7のとおり実施する。

6 県職員に対する企画提案書に係るデモンストレーションを行う場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 中会議室

(2) 日時

令和4年4月27日(水)

時間については、和歌山県よりこの総合評価一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書(以下「認定書」という。)を受領した者に別途通知する。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答を行う場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 403会議室

(2) 日時

令和4年5月16日(月)

時間については、認定書を受領した者に別途通知する。

8 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 403会議室

イ 入札日時

令和4年5月16日(月) 午後5時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、認定書を提示し、又はその写しを提出することとする。

9 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委

任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

12 入札の無効

本公告に示した総合評価一般競争入札参加資格のない者及び総合評価一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より総合評価一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

13 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務課の職員が立ち会うものとする。

14 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、企画提案書及び価格をもって入札し、入札価格が和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、15の(2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

15 総合評価の方法

(1) 技術点及び価格点の算出方法は、落札者決定基準に定めるとおりとする。

(2) 総合評価点は、技術点と価格点の合計で算出する。

16 総合評価の評価項目

次に掲げる項目を評価する。

(1) 基本コンセプト

- (2) 構築・保守実績
 - (3) 技術力・履行体制
 - (4) 電子決裁率向上に向けた提案
 - (5) 機能要件
 - (6) 機能の充実度
 - (7) 操作性
 - (8) システム全体構成
 - (9) 利用要件・性能要件
 - (10) 信頼性要件
 - (11) セキュリティ要件
 - (12) 拡張性要件
 - (13) 教育・研修要件
 - (14) 移行要件
 - (15) 保守体制
 - (16) 障害対応
 - (17) 相談対応
 - (18) バックアップ/リストア
 - (19) 人事・組織情報の更新
 - (20) 他システムとの連携
 - (21) 追加提案等(機能面以外)
- 17 契約書の要否
要
- 18 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 19 その他
- (1) この総合評価一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県総務部総務管理局総務課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2104
ファクシミリ番号 073-441-2107
電子メールアドレス e0101001@pref.wakayama.lg.jp
 - (2) この総合評価一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- 20 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Development and maintenance of administrative document management system
 - (2) Date and time for tender :

5:30 p.m. 16 May 2022

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,
1-1 komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2104

FAX 073-441-2107

e-mail e0101001@pref.wakayama.lg.jp